

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類 県道

二 路線名 蓮田白岡久喜線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
白岡市千駄野字下手一〇〇四番六 地先から同市千駄野字下手一〇一〇 番六地先まで	白岡市千駄野字下手一〇〇〇番一 地先から同市千駄野字下手一〇二七 番一地先まで		区 間
一一・〇〇〃 一一・〇〇〇	一〇・五五〃 一〇・六八		敷地の幅員 (メートル)
五八・二三	一一〇・四九		延 長 (メートル)
			備 考